



# 茨城県報

第 1 3 9 9 号

平成14年 9 月17日

火 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

医療機関及び施術機関の指定 (厚生指導課) .....	1
指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢福祉課) .....	2
茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課) .....	2
木材業者等の登録 (林政課) .....	5
保安林の指定の解除 (林業課) .....	7
保安林の指定の予定 (林業課) .....	7
定款変更の認可 (2件) (農村計画課) .....	8
道路の区域の変更 (4件) (道路維持課) .....	8
道路の供用の開始 (4件) (道路維持課) .....	10
都市計画事業の認可 (公園街路課) .....	11
軽油引取税に係る特約業者の指定取消し (県税事務所) .....	12
土地改良事業の工事完了 (26件) (土地改良事務所) .....	12

### 公 告

県営土地改良事業計画 (3件) (農村計画課) .....	17
家畜伝染病の発生及び転帰の報告 (畜産課) .....	18
開発行為の工事完了 (2件) (建築指導課) .....	18

## 告 示

茨城県告示第1131号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定 (同法第55条において準用する場合を含む。) による医療機関及び施術機関について、次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定に基づき告示する。

平成14年 9 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所 在 地	診療科目等	開 設 者 等	指定等 年月日	区分
2041121 寺島薬局 豊里店	つくば市豊里の杜 2 - 1 - 1	調剤	寺島薬局株式会 社	平成14年 9 月 1 日	指定

コ ー ド 名 称	所 在 地	診 療 科 目 等	開 設 者 等	指 定 等 年 月 日	区 分
3140583 すずらん薬局 大洗店	東茨城郡大洗町磯浜町 1093	調剤	有限会社 アイ ン	平成14年 9月1日	指定
2140758 ひたちなか薬局 勝田店	ひたちなか市石川町 27 - 15	調剤	ひたちなか薬業 協同組合	平成14年 9月1日	指定
1040231 ハロー薬局	下妻市本城町 2 - 103 - 1	調剤	有限会社 つく ばメディカ	平成14年 8月1日	指定
0830717 牧歯科医院	龍ヶ崎市松ヶ丘 4 - 2 - 14	歯科・小児歯科・矯正歯 科・歯科口腔外科	牧 浩 寿	平成14年 8月1日	指定
4240234 あおば薬局 石下店	結城郡石下町篠山 296 - 3	調剤	株式会社 スタ イ	平成14年 8月1日	指定
0241251 さくら薬局 日立弁天町 店	日立市弁天町 2 - 7 - 1	調剤	クラフト株式会 社	平成14年 9月1日	指定
1140262 ひまわり薬局	水海道市新井木町11 - 5	調剤	有限会社 フラ ワー調剤	平成14年 9月1日	指定
1740566 日本調剤 取手薬局	取手市井野台 5 - 2 - 28	調剤	日本調剤株式会 社	平成14年 9月1日	指定
0142285 S F C 渡里中央薬局	水戸市渡里町2930 - 3	調剤	株式会社 セン トフオローカン パニー	平成14年 9月1日	指定
3240433 ヒロ薬局 友部店	西茨城郡友部町鯉淵6526	調剤	株式会社 東薬	平成14年 9月1日	指定
0211524 寺岡整形外科クリニック	日立市金沢町 3 - 19 - 3	内科・外科・整形外科・ リハビリテーション科・ リウマチ科	寺 岡 亨	平成14年 9月1日	指定
256 鍼灸マッサージ オリエ ンタル治療院	龍ヶ崎市若柴町2188 - 9	はりきゅう	高 野 静 雄	平成14年 7月31日	指定
257 鍼灸マッサージ オリエ ンタル治療院	龍ヶ崎市若柴町2188 - 9	はりきゅう	佐 藤 歩	平成14年 7月31日	指定
141 鍼灸マッサージ オリエ ンタル治療院	龍ヶ崎市若柴町2188 - 9	あん摩マッサージ	佐 藤 歩	平成14年 7月31日	指定

## 茨城県告示第1132号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条第1項の規定により告示する。

平成14年 9月17日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービ スの種類等	指 定 年 月 日
ひたちの開発株式会 社	レッツ文化村	東茨城郡内原町大字下野 311 - 5	居宅介護支 援	平成14年 9月2日

## 茨城県告示第1133号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程（平成3年茨城県告示第128号）の一部を次のように改正する。

平成14年 9月17日

茨城県知事 橋 本 昌

第 3 条を次のように改める。

(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

貸付 期 間	融 資 機 関	資 金 種 類		加工流通施設整備資金		保健機能増進施設整備資金	
		貸付対象者		A		A	
				貸付金の うち2億 7千万円 までの部 分	貸付金の うち2億 7千万円 を超える 部分	B	貸付金の うち2億 7千万円 までの部 分
13年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.25%	年1.00%	年0.75%	年1.50%	年1.25%	年1.00%
	上記以外の場合	年0.45%	年0.20%	-	年0.70%	年0.45%	年0.20%
13年を超え 15年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.15%	年0.90%	年0.65%	年1.40%	年1.15%	年0.90%
	上記以外の場合	年0.35%	年0.10%	-	年0.60%	年0.35%	年0.10%

- (注) 1 「A」とは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のAをいう。  
 2 「B」とは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のBをいう。

(2) 生活環境施設整備資金の利子補給率

融 資 機 関	貸付対象者	農 林 漁 業 者	農 業 協 同 組 合 等
	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年 1.25%	年 1.25%
	上 記 以 外 の 場 合	年 0.45%	年 0.45%

- (注) 1 「農業協同組合等」とは、農業協同組合その他の農林漁業者の組織する団体又は要綱第3の1の(3)に規定する第3セクターをいう。

付 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の規定は、平成14年7月5日以後になされた貸付けに係る中山間地域活性化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程新旧対照表

改 正 後							
第1～2条 [略]							
(中山間地域活性化資金の種類及び利子補給率)							
第3条 利子補給の対象となる中山間地域活性化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。							
(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率							
貸付期間	融資機関	加工流通使節整備資金			保健機能増進施設整備資金		
		A		B	A		B
		貸付金のうち2億7千万円までの部分	貸付金のうち2億7千万円を超える部分		貸付金のうち2億7千万円までの部分	貸付金のうち2億7千万円を超える部分	
13年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.25%	年1.00%	年0.75%	年1.50%	年1.25%	年1.00%
	上記以外の場合	年0.45%	年0.20%	-	年0.70%	年0.45%	年0.20%
13年を超え15年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.15%	年0.90%	年0.65%	年1.40%	年1.15%	年0.90%
	上記以外の場合	年0.35%	年0.10%	-	年0.60%	年0.35%	年0.10%
(注) 1 「A」とは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のAをいう。 2 「B」とは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のBをいう。							
(2) 生活環境施設整備資金の利子補給率							
		農林漁業者		農業協同組合等			
要綱第3の2のア、ウ及びオの場合		年 1.25%		年 1.25%			
上記以外の場合		年 0.45%		年 0.45%			
第4条以降 [略]							

現 行							
第1～2条 [略]							
(中山間地域活性化資金の種類及び利子補給率)							
第3条 利子補給の対象となる中山間地域活性化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。							
(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率							
貸付期間	融資機関	加工流通使節整備資金			保健機能増進施設整備資金		
		A		B	A		B
		貸付金のうち2億7千万円までの部分	貸付金のうち2億7千万円を超える部分		貸付金のうち2億7千万円までの部分	貸付金のうち2億7千万円を超える部分	
8年以内	上段：要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.75%	年1.50%	年1.25%	年2.00%	年1.75%	年1.50%
		年0.90%	年0.65%	年0.40%	年1.15%	年0.90%	年0.65%
8年を超え9年以内	下段：上記以外の場合	年1.65%	年1.40%	年1.15%	年1.90%	年1.65%	年1.40%
		年0.80%	年0.55%	年0.30%	年1.05%	年0.80%	年0.55%
9年を超え10年以内		年1.55%	年1.30%	年1.05%	年1.80%	年1.55%	年1.30%
		年0.70%	年0.45%	年0.20%	年0.95%	年0.70%	年0.45%
10年を超え11年以内		年1.45%	年1.20%	年0.95%	年1.70%	年1.45%	年1.20%
		年0.60%	年0.35%	年0.10%	年0.85%	年0.60%	年0.35%
11年を超え14年以内		年1.35%	年1.10%	年0.85%	年1.60%	年1.35%	年1.10%
		年0.50%	年0.25%	-	年0.75%	年0.50%	年0.25%
13年を超え14年以内		年1.25%	年1.00%	年0.75%	年1.50%	年1.25%	年1.00%
		年0.40%	年0.15%	-	年0.65%	年0.40%	年0.15%
14年を超え15年以内		年1.15%	年0.95%	年0.65%	年1.40%	年1.20%	年0.90%
		年0.30%	年0.10%	-	年0.55%	年0.35%	年0.05%
(注) 1 「A」とは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のAをいう。 2 「B」とは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のBをいう。							
(2) 生活環境施設整備資金の利子補給率							
融資機関		貸付対象者					
要綱第3の2のア、ウ及びオの場合		年 1.25%		年 1.25%			
上記以外の場合		年 0.40%		年 0.40%			
第4条以降 [略]							

## 茨城県告示第1134号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第5条第1項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録を行った。

平成14年9月17日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 木材業者登録

登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名称		
1165	H14.8.1	那珂郡瓜連町瓜連1526-1	萩野谷敏一	萩野谷林業	住所に同じ	商号に同じ	素 材 生産業	
1166	"	東茨城郡大洗町磯浜町1133	湯浅 宗浩	(株)湯浅	"	"	販売業	
1167	"	那珂郡美和村高部4075-1	高野 秀男	高野林業建設	"	"	素 材 生産業 販売業 その他	
1168	"	那珂郡瓜連町瓜連1490-1	吉成 洋行	吉成住建	"	"	販売業	
1169	"	久慈郡水府村下高倉2075	堀江 賢一	堀江林業	"	"	素 材 生産業	
1170	"	水戸市笠原町上組293-1	益子 篤明	(株)三恵住建	"	"	販売業	
1171	"	東茨城郡内原町有賀1724	園部 勝雄	園部林業	"	"	素 材 生産業	
1172	"	水戸市上水戸4-2-4	大久保順一	大久保材木店	"	"	販売業	
1173	"	水戸市上水戸3-6-32	益子 洋一	(有)益子宅建	"	"	"	
1174	"	水戸市平須町1822-181	上野 敏男	(有)ウエノ	"	"	販売業 その他	
1175	"	那珂郡那珂町下江戸1153	斉藤 正輝	(有)斉藤建材	"	"	"	
1176	"	水戸市袴塚1-6-18	大川 善弘	大川木材(有)	"	"	販売業	
1177	"	東茨城郡大洗町磯浜町1881	宮本謙太郎	宮本材木店	"	"	"	
1178	"	水戸市新荘1-1-7	根本 栄進	根本材木店	"	"	"	
1179	"	水戸市本町3-12-10	小林 豊	(有)高清材木店	"	"	"	
1180	"	水戸市栄町1-4-19	大竹 郁郎	(有)大竹材木店	"	"	"	
1181	"	東茨城郡大洗町大貫町233	小野瀬俊市	椿山林産(有)	"	"	"	
1182	"	水戸市千波町1884	大貫 昭	(株)ミトモク	"	"	"	
1183	"	水戸市洪井町50	益子 壮一	(株)茨城木材 相互市場	"	"	"	
4127	"	稲敷郡桜川村大字古渡102-1	大久保治一	大久保材木店	"	"	"	

登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名 称		
4128	H14.8.1	稲敷郡桜川村古渡227	永長 甚一	永長材木店	住所に同じ	商号に同じ	販売業	
4129	"	稲敷郡新利根町柴崎267	池田 忠雄	池田材木店	"	"	"	
4130	"	稲敷郡阿見町追原859	小松澤秀幸	小松沢木材	"	"	"	
4131	"	稲敷郡美浦村土屋1971-74	宮内 章	(有)丸宮木材	"	"	"	
4132	"	稲敷郡新利根町角崎407	岡野 勝良	(有)オカノ	"	"	"	
4133	"	稲敷郡阿見町廻戸82	斉藤 恭良	阿見常陽木材(有)	"	"	"	
4134	"	つくば市倉掛1209-2	中山 茂	(有)ワカバウッドセンター	"	"	"	
4135	"	土浦市荒川沖町南区1-13	大島 勇	(株)東京第一木材市場	"	(株)東京第一木材市場 土浦市場	"	
5121	"	真壁郡明野町倉持804-2	吉沢 範夫	吉沢材木店	"	商号に同じ	素 材 生産業	

## 2 製材業者登録

登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名 称		
2155	H14.8.1	久慈郡水府村天下野6695	井上 正重	(有)天下野製材所	住所に同じ	商号に同じ	木材チップ業 製材業	
2156	"	久慈郡水府村下高倉2108	井上洋一郎	多加良木材(株)	"	"	販売業 木材チップ業 製材業	
2157	"	久慈郡水府村上高倉1643	吉成 和昭	吉成材木店	久慈郡水府村東染 1331-1	"	製材業	
2158	"	久慈郡水府村上高倉549	小池 利憲	(株)小池住建	住所に同じ	"	木材チップ業 製材業	
2159	"	久慈郡水府村中染2384	国安 世紀	(有)国安製材所	"	"	販売業 木材チップ業 製材業	
2160	"	久慈郡水府村町田20	石川 敏雄	(有)石川商店	"	"	販売業 製材業	
2161	"	久慈郡水府村柵1945-2	平山 勇	平山製材所	"	"	販売業 木材チップ業 製材業	
2162	"	久慈郡水府村東染326-1	和田 栄子	(有)東和木材産業	"	"	製材業	
2163	"	水戸市城東5-12-39	宇留鷲 昇	(株)宇留鷲材木店	"	"	販売業 製材業	
2164	"	水戸市上水戸4-1-63	宮田 英一	金木屋材木店	"	"	"	

登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所 在 地	名 称		
2165	H14.8.1	水戸市見川町2137-5	富田 安昭	富田木材(有)	住所に同じ	商号に同じ	販売業 製材業	
2166	"	水戸市渡里町2304-2	大曽根芳克	大曽根木材店	"	"	"	
2167	"	水戸市三の丸3-15-2	田井 信行	田井木材工 業(株)	"	"	"	
4551	"	稲敷郡江戸崎町犬塚469	中沢 俊雄	(有)中沢製材所	"	"	販売業 製材業	
4552	"	東京都葛飾区奥戸2-7-7	嶋田 貴一	(有)高橋木箱 製材所	稲敷郡東町 上之島3214	"	製材業 その他	
4553	"	土浦市板谷7-625-1	北谷 政之	北谷産業(有)	住所に同じ	"	販売業 製材業	
4554	"	つくば市花室753	高野 武	(有)高野木材	"	"	"	

## 茨城県告示第1135号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年 9月17日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 解除する保安林の所在場所

那珂郡東海村村松字白根146番12（次の図に示す部分に限る。）、大字村松字白根146番85

## 2 指定された目的

飛砂の防備

## 3 解除の理由

原子力研究施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び東海村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 茨城県告示第1136号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年 9月17日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 (1) 指定を予定している森林の所在場所

西茨城郡岩瀬町大字富谷字櫻窪2161の2, 2161の7, 2162の2, 2165の2, 2167の6, 2168の4, 2169の3, 2169の4, 2170の3, 2170の5, 2182の2, 字観音峯2186の9, 2186の11, 2186の13, 2186の19, 2186の20, 岩瀬町富谷字櫻窪2162の1, 2164の1, 2165の1, 2166の1, 2168の2, 2169の1, 2170の1, 2172の1, 2183の1, 2184の1「(次の図に示す部分に限る。)」, 2185の1, 字観音峯2186の1, 2186の3, 2186の5, 2186の15

## (2) 指定の目的

干害の防備

## (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、霞ヶ浦地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2 (1) 指定を予定している森林の所在場所

西茨城郡岩瀬町大字富谷字櫻窪2161の2, 2161の7, 2162の2, 2165の2, 2167の6, 2168の4, 2169の3, 2169の4, 2170の3, 2170の5, 2182の2, 字観音峯2186の9, 2186の11, 2186の13, 2186の19, 2186の20, 岩瀬町富谷字櫻窪2162の1, 2164の1, 2165の1, 2166の1, 2168の2, 2169の1, 2170の1, 2172の1, 2183の1, 2184の1 「(次の図に示す部分に限る。)」, 2185の1, 字観音峯2186の1, 2186の3, 2186の5, 2186の15

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、霞ヶ浦地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び岩瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1137号

平成14年5月20日付けで久米土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成14年9月6日認可した。

平成14年9月17日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1138号

平成14年5月31日付けで有ヶ池江下土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成14年9月6日認可した。

平成14年9月17日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年9月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年9月17日

茨城県知事 橋 本 昌



- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粟生木崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡神栖町大字居切字居切910番 地先から	旧	メートル	メートル	
		最大 25.0	320	
鹿島郡神栖町大字居切字外見取1270番 3 地先まで	新	最大 41.0	320	現道拡幅
		最小 25.0		

茨城県告示第1140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年 9 月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 9 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 美浦栄線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
稲敷郡河内町大字生板字古新田4307番 2 地先から	旧	メートル	メートル		
		(A)	最大 13.0		170
			最小 9.9		
		(B)	最大 19.0		182
稲敷郡河内町大字生板字古新田4286番 地先まで	新	(B)	最大 19.0	182	旧道移管
			最小 12.0		

茨城県告示第1141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年 9 月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 9 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紅葉石岡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡玉里村大字上玉里字上玉里 2886番1地先から	旧	メートル	メートル	77
		最大 6.4		
新治郡玉里村大字上玉里字上玉里 2916番地先まで	新	最大 21.8	86	迂回路設置
		最小 6.4		

## 茨城県告示第1142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年9月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年9月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 古河総和線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡総和町大字駒羽根字宮久保217番1 地先から	旧	メートル	メートル	173
		最大 7.5		
猿島郡総和町大字駒羽根字大境155番1 地先まで	新	最大 18.0	173	現道拡幅
		最小 9.6		

## 茨城県告示第1143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成14年9月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年9月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 常陸太田大字線
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字大生瀬字桃田798番1地先から  
久慈郡大子町大字大生瀬字桃田806番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成14年9月17日

## 茨城県告示第1144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成14年9月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年9月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 大子美和線

- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字大沢字冥賀平1011番地先から  
久慈郡大子町大字大沢字冥賀平991番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成14年 9 月17日

## 茨城県告示第1145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成14年 9 月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
平成14年 9 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 大子美和線
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字頃藤字大沢口5699番 1 地先から  
久慈郡大子町大字頃藤字大沢口河原6068番37地先まで  
久慈郡大子町大字頃藤字芝山6014番 2 地先から  
久慈郡大子町大字頃藤字芝山5896番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成14年 9 月17日

## 茨城県告示第1146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成14年 9 月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
平成14年 9 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 高田下館線
- 2 供用開始の区間 下館市大字羽方字前原40番地先から  
下館市大字川澄字叶谷902番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成14年 9 月17日

## 茨城県告示第1147号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。  
平成14年 9 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称  
下妻市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
下妻都市計画道路事業  
3・4・2号 小島・西町線
- 3 事業施行期間  
平成14年 9 月17日から  
平成19年 3 月31日まで
- 4 事業地

## (1) 収用の部分

茨城県下妻市大字下妻字上町，字三道地及び字西町地内

## (2) 使用の部分

なし

## 茨城県告示第1148号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行ったので，茨城県県税条例施行規則（昭和34年茨城県規則第107号）第33条の3の規定により告示する。

平成14年 9月17日

茨城県麻生県税事務所長 岡 田 忠 行

県 名	特約業者の氏名又は名称	主たる事務所又は 事業所の所在地	特約業者の指定の 取消し年月日
茨 城	太 田 善 一	茨城県鹿島郡神栖町大野原 4 - 4 - 37	平成14年 6月30日

## 茨城県告示第1149号

平成 4年12月16日付け下土改指令第33号をもって認可のあった，下妻市が行う中台池地区土地改良事業（ため池等整備）については，平成 6年 3月31日に工事が完了した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により届け出があったので，同条第2項の規定により公告する。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

## 茨城県告示第1150号

平成 7年 1月17日付け下土改指令第22号をもって認可のあった，下妻市が行う明神地区土地改良事業（農道整備）については，平成 7年 3月31日に工事が完了した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により届け出があったので，同条第2項の規定により公告する。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

## 茨城県告示第1151号

平成 7年 2月 6日付け下土改指令第23号をもって認可のあった，下妻市が行う西町田地区土地改良事業（農道整備）については，平成 7年 3月31日に工事が完了した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により届け出があったので，同条第2項の規定により公告する。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

## 茨城県告示第1152号

平成 4年 9月14日付け下土改指令第20号をもって認可のあった，真壁町が行う源法寺地区土地改良事業（農道整備）については，平成 5年 3月31日に工事が完了した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定

により届け出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

茨城県告示第1153号

平成 7 年 5 月10日付け下土改指令第 9 号をもって認可のあった、真壁町が行う町井地区土地改良事業（農道整備）については、平成 8 年 3 月31日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により届け出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

茨城県告示第1154号

平成 7 年 5 月10日付け下土改指令第10号をもって認可のあった、真壁町が行う伊佐々地区土地改良事業（農道整備）については、平成 8 年 3 月31日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により届け出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

茨城県告示第1155号

平成 7 年 7 月10日付け下土改指令第13号をもって認可のあった、真壁町が行う川端地区土地改良事業（農道整備）については、平成 8 年 3 月31日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により届け出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

茨城県告示第1156号

平成 8 年 3 月28日付け下土改指令第10号をもって認可のあった、真壁町が行う中田地区土地改良事業（農道整備）については、平成 8 年 3 月31日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により届け出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

茨城県告示第1157号

平成 8 年 3 月28日付け下土改指令第11号をもって認可のあった、真壁町が行う北岡地区土地改良事業（農道整備）については、平成 8 年 3 月31日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により届け出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

## 茨城県告示第1158号

平成 8 年 3 月 28 日付け下土改指令第12号をもって認可のあった、真壁町が行う山の神地区土地改良事業（農道整備）については、平成 8 年 3 月 31 日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により届け出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

## 茨城県告示第1159号

平成 5 年 7 月 28 日付け下土改指令第22号をもって認可のあった、大和村が行う新沼地区土地改良事業（老朽ため池整備）については、平成 6 年 3 月 10 日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により届け出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

## 茨城県告示第1160号

平成 7 年 3 月 22 日付け下土改指令第 2 号をもって認可のあった、村田村外三ヶ村土地改良区が行う芝間地区土地改良事業（かんがい排水）については、平成 7 年 3 月 31 日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により届け出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

## 茨城県告示第1161号

平成 7 年 3 月 22 日付け下土改指令第 3 号をもって認可のあった、村田村外三ヶ村土地改良区が行う山東地区土地改良事業（かんがい排水）については、平成 7 年 3 月 31 日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により届け出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

## 茨城県告示第1162号

平成 7 年 3 月 27 日付け下土改指令第 4 号をもって認可のあった、村田村外三ヶ村土地改良区が行う吉田地区土地改良事業（かんがい排水）については、平成 7 年 3 月 31 日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により届け出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

## 茨城県告示第1163号

平成 7 年 3 月 27 日付け下土改指令第 5 号をもって認可のあった、村田村外三ヶ村土地改良区が行う扇田地区土地改良事業（かんがい排水）については、平成 7 年 3 月 31 日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により届け出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

## 茨城県告示第1164号

平成 7 年 3 月 27 日 付け 下 土 改 指 令 第 6 号 を も っ て 認 可 の あ っ た ， 村 田 村 外 三 ヶ 村 土 地 改 良 区 が 行 っ 徳 持 地 区 土 地 改 良 事 業 ( かん が い 排 水 ) に つ い て は ， 平 成 7 年 3 月 31 日 に 工 事 が 完 了 し た 旨 ， 土 地 改 良 法 ( 昭 和 24 年 法 律 第 195 号 ) 第 113 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ り 届 け 出 が あ っ た の で ， 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 公 告 す る 。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

## 茨城県告示第1165号

平成 7 年 4 月 5 日 付け 下 土 改 指 令 第 7 号 を も っ て 認 可 の あ っ た ， 村 田 村 外 三 ヶ 村 土 地 改 良 区 が 行 っ 竹 垣 地 区 土 地 改 良 事 業 ( かん が い 排 水 ) に つ い て は ， 平 成 7 年 4 月 30 日 に 工 事 が 完 了 し た 旨 ， 土 地 改 良 法 ( 昭 和 24 年 法 律 第 195 号 ) 第 113 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ り 届 け 出 が あ っ た の で ， 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 公 告 す る 。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

## 茨城県告示第1166号

平成 8 年 3 月 22 日 付け 下 土 改 指 令 第 8 号 を も っ て 認 可 の あ っ た ， 村 田 村 外 三 ヶ 村 土 地 改 良 区 が 行 っ 宮 下 地 区 土 地 改 良 事 業 ( かん が い 排 水 ) に つ い て は ， 平 成 8 年 3 月 31 日 に 工 事 が 完 了 し た 旨 ， 土 地 改 良 法 ( 昭 和 24 年 法 律 第 195 号 ) 第 113 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ り 届 け 出 が あ っ た の で ， 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 公 告 す る 。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

## 茨城県告示第1167号

平成 8 年 3 月 22 日 付け 下 土 改 指 令 第 9 号 を も っ て 認 可 の あ っ た ， 村 田 村 外 三 ヶ 村 土 地 改 良 区 が 行 っ 東 保 末 地 区 土 地 改 良 事 業 ( かん が い 排 水 ) に つ い て は ， 平 成 8 年 3 月 31 日 に 工 事 が 完 了 し た 旨 ， 土 地 改 良 法 ( 昭 和 24 年 法 律 第 195 号 ) 第 113 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ り 届 け 出 が あ っ た の で ， 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 公 告 す る 。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

## 茨城県告示第1168号

平成 8 年 4 月 18 日 付け 下 土 改 指 令 第 14 号 を も っ て 認 可 の あ っ た ， 村 田 村 外 三 ヶ 村 土 地 改 良 区 が 行 っ 西 田 地 区 土 地 改 良 事 業 ( かん が い 排 水 ) に つ い て は ， 平 成 8 年 4 月 30 日 に 工 事 が 完 了 し た 旨 ， 土 地 改 良 法 ( 昭 和 24 年 法 律 第 195 号 ) 第 113 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ り 届 け 出 が あ っ た の で ， 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 公 告 す る 。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

## 茨城県告示第1169号

平成 8 年 4 月 18 日 付け 下 土 改 指 令 第 15 号 を も っ て 認 可 の あ っ た ， 村 田 村 外 三 ヶ 村 土 地 改 良 区 が 行 っ 柳 町 地 区 土 地 改

良事業（かんがい排水）については、平成 8 年 4 月30日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により届け出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

茨城県告示第1170号

平成 8 年 4 月18日付け下土改指令第16号をもって認可のあった、村田村外三ヶ村土地改良区が行う根下地区土地改良事業（かんがい排水）については、平成 8 年 4 月30日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により届け出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

茨城県告示第1171号

平成 8 年 4 月18日付け下土改指令第17号をもって認可のあった、村田村外三ヶ村土地改良区が行う川崎地区土地改良事業（かんがい排水）については、平成 8 年 4 月30日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により届け出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

茨城県告示第1172号

平成 8 年 5 月 2 日付け下土改指令第18号をもって認可のあった、村田村外三ヶ村土地改良区が行う村田北地区土地改良事業（かんがい排水）については、平成 8 年 5 月31日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により届け出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

茨城県告示第1173号

平成 8 年 5 月 2 日付け下土改指令第19号をもって認可のあった、村田村外三ヶ村土地改良区が行う中谷原地区土地改良事業（かんがい排水）については、平成 8 年 5 月31日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により届け出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

茨城県告示第1174号

平成 6 年 2 月 7 日付け下土改指令第13号をもって認可のあった、大和村西土地改良区が行う西峰前地区土地改良事業（かんがい排水）については、平成 7 年 3 月10日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により届け出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成14年 9月17日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐



公 告

県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営北茨城地区土地改良事業（農村振興総合整備事業・区画整理）につき計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 9 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営北茨城地区土地改良事業（農村振興総合整備事業・区画整理）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成14年 9 月17日から平成14年10月16日まで

3 縦覧の場所

北茨城市役所

県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営北茨城地区土地改良事業（農村振興総合整備事業・農道整備）につき計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 9 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営北茨城地区土地改良事業（農村振興総合整備事業・農道整備）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成14年 9 月17日から平成14年10月16日まで

3 縦覧の場所

北茨城市役所

県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営北茨城地区土地改良事業（農村振興総合整備事業・農業用排水）につき計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 9 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営北茨城地区土地改良事業（農村振興総合整備事業・農業用排水）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成14年 9 月17日から平成14年10月16日まで

3 縦覧の場所

北茨城市役所

家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があったので、同条第5項により公示する。

平成14年 9月17日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発 生 場 所	発生年月日	転 帰
ヨーネ病	牛	患 畜	1 頭	高萩市下君田	平成14年 9月2日	家畜伝染病 予防法第17 条の規定に より殺処分
ヨーネ病	牛	患 畜	1 頭	高萩市中戸川	平成14年 9月2日	家畜伝染病 予防法第17 条の規定に より殺処分

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成14年 9月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字長井戸字小屋山1668番5，同番6，同番7，同番17，同番18，同番19

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町168番地5

有限会社 カネキ商事

代表取締役 鈴木 勝

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿嶋市大字宮津台150番28

2 事業主の住所及び氏名

鹿嶋市大字小宮作1番地

宮 作 き み

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)